

新規学校卒業者の就職を支援します

～各種支援策のご案内～

新卒者体験雇用奨励金

就職先が決まらないまま卒業された方を対象に、1ヶ月間～3ヶ月間の体験的な雇用を通じて、希望職種の選択肢を広げていただくとともに、仕事をする中でその職種や職場の理解を深めることにより正社員への移行を円滑に促進することを目的とし、体験雇用として受け入れる事業主の方に奨励金が支給されます。

○対象者

次のいずれにも該当する者のうち、正規雇用の実現や雇用機会の確保のためには、体験雇用を経ることが適当であると安定所長が認める者

- ① 平成21年10月から平成22年9月末までに卒業した者で、雇入れ開始日現在の満年齢が40歳未満の者
- ② ハローワークに求職登録を行い、就職先が未定の者

※ 当事業は、平成22年度限りの時限措置のため、予算がなくなり次第終了となりますことをご承願います。

○支給額

対象者1人あたり月額 1ヶ月目は8万円、2ヶ月目及び3ヶ月目は、1ヶ月につき4万円

※ ハローワークに体験雇用対象求人を出す必要があります。

[事業主向けリーフレットはこちら](#)

新規学卒者向け職業訓練

社会人としての心構えの醸成や就職に必要な基礎力の養成のほか、主要な業界・業種に係る短期間の体験などを通じて、未就職卒業者の就職促進を図ることを目的としています。

○対象者

平成22年3月卒業で就職未決定の学生・生徒

また、以下の主な要件に該当する方であれば訓練期間中の生活費（10万円）を支給します。

- ① ハローワークのあっせん等を受けて、職業訓練を受講する方
- ② 世帯年収300万円以下の方
- ③ 世帯全体で保有する金融資産が800万円以下の方

[訓練情報はこちら](#)